

北 本 市 教 育 委 員 会 令 和 元 年 第 3 回 臨 時 会 会 議 録						
1 日 時	令和元年9月12日（木） 午前8時30分から8時55分まで					
2 場 所	教育長室					
3 教 育 長 の 氏 名	清水 隆					
4 出席した委員の氏 名	一	委員 大保木道子	二	委員 金井 裕	三	委員 安田美詠子
	四	委員	五	委員 久保田篤正		
5 欠席した委員の氏名	鈴木義信					
6 説明のため出席した職員	原口教育部長、磯野参与兼文化財保護課長、桜井教育総務課長、坂口学校教育課長、内田学校教育課副課長、平井生涯学習課長					
議案及び報告件名	議 事 の 大 要					
1 開会の宣言	清水教育長： 北本市教育委員会第3回臨時会を開会する。 なお、会議開催に際して、鈴木委員より、会議欠席の届出を受けているので報告する。					
2 会議録の承認について	清水教育長： 令和元年北本市教育委員会8月定例会の議事録について質問、意見、訂正等あるか。 — 各委員、特に意見なし — 清水教育長： 会議録は、承認する。					
3 会議録署名委員の指名について	清水教育長： 本日の会議録の署名委員については、5番の久保田委員にお願いする。					
4 非公開案件の発議	清水教育長： 本日の案件は、議案が1件である。なお、本日の教委議案第46号については議会に関する案件のため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定により、非公開審議とすることとしてよいとお諮りする。 — 全員、異議なしの声 — 清水教育長： この案件に関しては非公開で審議することに決する。					
5 非公開審議	清水教育長： 非公開審議に入る。					
(1) 教委議案第46号「令和	清水教育長： それでは、教委議案第46号「令和元年第3回北本市議会定例会の一般質問について」、原口教育部長より、説明をお願い					

元年第3回北 本市議会定例 会の一般質問 について」	する。 原口教育部長： （教委議案第46号の説明） 清水教育長： 教委議案第46号について、質疑はあるか。 大保木委員： 9番の湯沢美恵議員の件名5「ジェンダーフリーの考え方について」、各学校で該当者の数などを把握しているものか確認する。 坂口学校教育課長： 該当者数を正確に把握している状況ではないが、LGBTや性同一性障害など、その傾向にある子の状況は把握している。 大保木委員： ジェンダーレス制服の導入を模索している自治体の例もあるが、その判断や取り扱いについて、難しい問題と思われる。 原口教育部長： 要旨（2）に掲げるトイレの件について、LGBT等への配慮として、「オールジェンダートイレ」や「ユニセックストイレ」といったものが世の中にはあるが、その使用等に際し、生徒指導上における新たな課題が生じることも考えられる。 こうしたトイレの導入や使用に際し、色々なメリット・デメリットが想定されることから、現在設置の「多目的トイレ」を活用していくことが、現実的な対応方法と思われる。 安田委員： 各校の「多目的トイレ」の設置状況について伺う。 原口教育部長： 全校に設置しているものの、面積等の関係もあることから、全てのフロアに設置している状況ではない。 安田委員： 誰もが「多目的トイレ」を使うような、ベーシックな状況にならないと、「オールジェンダートイレ」等を導入しても、対応が難しいものと思われる。現状として、「多目的トイレ」を障がい者や車いす利用者以外の方も使っているものか伺う。 原口教育部長： 学校施設における「多目的トイレ」の設置場所に関しては、職員室付近など、比較的利用しやすい場所に設置している。利用に関しての制限はないため、誰でも利用できる状況である。 安田委員： 児童生徒の誰もが使える状況ということか。 原口教育部長： そのとおりである。今回の一般質問を受け、あらためて周知を図っていくが、もともと利用に関し、制限しているものではない。
---	---

	清水教育長： 学校施設に限らず、公民館施設に関しても同様の考えとするものである。 平井生涯学習課長： 公民館の全てに「多目的トイレ」を設置しているほか、貼り紙等により、利用に関しての周知を図っている状況となる。 大保木委員： 11番の諏訪善一良議員の件名2の要旨(1)「出处進退の経過について」の答弁骨子に記載する「不適切な議事進行」に対し、何か対応を求めるものか確認する。 清水教育長： 自身の人事案件の審議に際し、議事進行を職務代理者に交替せず執り行ったことから、誤解を招いてしまったものである。 審議結果の無効を求めたとしても、教育委員会の意思を確認できたことから、引き続き、教育長の職責を果たしていくことの決意を新たにしたい旨、答弁する予定である。 安田委員： 同じく件名2の要旨(2)において、教育長の市外在住を問うものとなっているが、過去にも市外在住となる教育長がいた中で、あらためて問う理由は何か。 清水教育長： 他の自治体でも市外在住となる教育長は存在するが、色々な事態を想定し、どのように対応するものか、私に問うものと思われる。 金井委員： 件名2の要旨(1)の答弁骨子に記載する「不適切な議事進行」に関し、今後、関係法令に留意しながら、法に則した会議運営に努めるよう、あらためて事務局にお願いします。 久保田委員： 2番の大嶋達巳議員の件名3「児童生徒の朝食について」、本市の朝食の欠食率は、小学校で0.6%、中学校で0.35%との説明があり、かなり低い数値と考えられるが、全国単位の状態について伺う。 原口教育部長： 地域差もあるが、大体、小・中学校とも0.6%位となる。 金井委員： 昔と比べ、かなり改善されている状況と考えられるが。 原口教育部長： 欠食率だけに限らず、栄養バランスや献立の質も大事な部分と考えている。 久保田委員： 欠食率の部分だけで言えば、昔より改善されている状況であるため、喜ばしいことである。
--	---

6 閉会の宣言	安田委員： 先日の「教育講演会」の中で表彰された、栄小学校栄養教諭の取組例を紹介することも、有効と考えられる。 清水教育長： 貴重な助言に感謝する。 — 他に意見なし — 清水教育長： 教委議案第46号については、可決する。 清水教育長： 以上をもって、北本市教育委員会第3回臨時会を閉会する。
	北本市教育委員会会議規則第17条の規定により、署名する。 令和元年 9 月 26 日 教 育 長 <u>清水 隆</u> 署名委員 <u>久母田 勇正</u> 書 記 <u>山本 一真</u>